

所得税法等の一部を改正する法律案参照条文

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十七号）による改正後）（抄）

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、技艺、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによつて、その効力を生ずる。

2 省 略

有限責任事業組合契約に関する法律案（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によつて成立する組合をいう。

（有限責任事業組合契約）

第三条 有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）は、個人又は法人が出資し

て、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによつて、その効力を生ずる。

2・3 省 略

（会計帳簿の作成及び保存）

第二十九条 省 略

2 省 略

3 組合の会計帳簿を作成した組合員は、経済産業省令で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付しなければならない。

4 省 略

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号

- （ ）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。
- 。又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有
- 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有
- 四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有
- 五 事業者に対する金銭の新たな貸付け
- 六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有
- 七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- 八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
- 九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

2・3 省 略

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 省 略

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）による改正後）（抄）

（放射性同位元素装備機器の設計認証等）

第十二条の二 放射性同位元素装備機器（次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）を製造し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件（運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。以下この章において同じ。）について、文部科学大臣（その種類に応じ政令で定める数量以下の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器その他政令で定める放射性同位元素装備機器にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）又は文部科学大臣）の認証（以下「設計認証」という。）を受けなければならない。

2 4 省 略

（施設検査）

第十二条の八 特定許可使用者（放射性同位元素（密封された放射性同位元素であつて、その構造、使用状況等からみて放射線障害のおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の使用をする許可使用者（貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものに限る。）又は放射線発生装置の使用をする許可使用者をいう。以下同じ。）は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を設置したとき、又は

第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該使用施設等について文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等の使用をしてはならない。

2・3 省 略

（定期確認）

第十二条の十 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期確認機関」という。）の確認（以下「定期確認」という。）を受けなければならない。

一 第二十条第一項及び第二項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果について同条第三項の記録が作成され、保存されていること。

二 第二十五条第一項又は第三項の帳簿が、それぞれ同条第一項又は第三項の文部科学省令で定めるところにより記載され、同条第四項の文部科学省令で定めるところにより保存されていること。

（運搬に関する確認等）

第十八条 省 略

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物によ

る放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するとき
は、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合すること
について、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置
（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土
交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方
法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）
を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用
いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登
録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という
。）を受けなければならない。

3 10 省 略

（廃棄に関する確認）

第十九条の二 省 略

2 廃棄物埋設をしようとする許可廃棄業者は、その都度、当該廃棄物埋設において講ず
る措置が前条第一項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めると
ころにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録埋設確認機
関」という。）の確認（以下「埋設確認」という。）を受けなければならない。

（放射線取扱主任者免状）

第三十五条 省 略

2 第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（

以下「登録試験機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録資格講習機関」という。）の行う第一種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、文部科学大臣が交付する。

3 〽 9 省 略

（定期講習）

第三十六条の二 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち文部科学省令で定めるものは、放射線取扱主任者に、文部科学省令で定める期間ごとに、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録定期講習機関」という。）が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習（以下「定期講習」という。）を受けさせなければならぬ。

2・3 省 略

水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）（抄）

（水質検査）

第二十条 省 略

2 省 略

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならぬ。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでな

い。

第三十四条の二 省 略

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

第四条 省 略

） 省 略

この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

第四十八条 省 略

） 省 略

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一・二 省 略

三 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところ

るによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

・ 省 略

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）

（食鳥処理衛生管理者）

第十二条 省 略

2 3 4 省 略

5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができ
ない。

一・二 省 略

三 厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

6・7 省 略

健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）

（特別用途表示の許可）

第二十六条 省 略

2 省 略

3 厚生労働大臣は、研究所又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。

4・5 省 略

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

（抄）

（精神保健指定医）

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一～三 省 略

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 省 略

（指定後の研修）

第十九条 指定医は、五の年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生労働大臣が定める年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

2 省 略

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第百二号）による改正後）（抄）

（指定管理医療機器等の製造販売の認証）

第二十三条の二 厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器又は体外診断用医薬品（以下この章において「指定管理医療機器等」という。）の製造販売をしようとする者又は外国において本邦に輸出される指定管理医療機器等の製造等をする者（以下この章において「外国指定管理医療機器製造等事業者」という。）であつて次条第一項の規定により選任した製造販売業者に指定管理医療機器等の製造販売をさせようとするものは、厚生労働省令で定めるところにより、品目ごとにその製造販売についての厚生労働

大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けなければならない。

2 〵 5 省 略

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

（抄）

（建築物環境衛生管理技術者免状）

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了したもの

二 省 略

2 〵 5 省 略

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする

作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

い。
(製造時等検査等)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2・3 省 略

(検査証の有効期間等)

第四十一条 省 略

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 6 省 略

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 7 省 略

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受け

た者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 省 略

（免許試験）

第七十五条 省 略

2 省 略

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4・5 省 略

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

（作業環境測定士の資格）

第五条 作業環境測定士試験（以下「試験」という。）に合格し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

（作業環境測定機関）

第三十三条 作業環境測定機関になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 省 略

(研修の指示)

第四十四条 都道府県労働局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う研修（以下「研修」という。）を受けようとする指示することができる。

2 省 略

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

5 この法律において「登録検査機関」とは、第十七条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

(登録検査機関の登録)

第十七条 省 略

2・3 省 略

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一・二 省 略

三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

四 省 略

五 登録検査機関が農産物検査を行う区域

六・七 省 略

5 〽 9 省 略

(変更登録)

第十九条 登録検査機関は、第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項を変更し

ようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2・3 省 略

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)(抄)

(規格適合表示)

第二十七条 農林水産大臣の登録を受けた者は、農林水産省令で定める検定の方法に従い

、公定規格が定められている種類の飼料（以下「規格設定飼料」という。）について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示（以下「規格適合表示」という。）を付することができる。都道府県が、条例で定めるところにより、その農林水産省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行ったときも、同様とする。

2 省 略

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）による改正後）（抄）

（株式会社商品取引所の許可）

第七十八条 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

（組織変更の認可）

第一百三十二条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2・3 省 略

（許可）

第六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営んでならない。

（商品取引受託業務の許可）

第九十条 商品取引受託業務は、主務大臣の許可を受けなければ、営んではない。

2 省 略

（委託者保護業務の登録）

第九十三条 委託者保護会員制法人は、委託者保護業務を行おうとするときは、主務大臣の登録を受けなければならない。

（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）

第三十二条 商品（第三五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引をするための施設（第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除く。）として政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に

類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2・3 省略

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)

第三百四十二条 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)について次に掲げる取引をす

るための施設として政令で定める要件に該当するもの(以下「第二種特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2・3 省略

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）による改正後）（抄）

（登録）

第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。
（揮発油の分析の委託）

第十六条の二 揮発油販売業者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、給油所ごとに、前条の揮発油の分析を委託することができる。

2・3 省 略

（揮発油生産業者の義務）

第十七条の三 省 略

2 前項の規定により確認を行うべき者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

（揮発油輸入業者等の義務）

第十七条の四 省 略

2 省 略

3 揮発油輸入業者又は前項の規定により確認を行うべき者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、前二項の規定による確認をするために必要な分析を委託することがで

きる。

4 6 省 略

（軽油生産業者、軽油輸入業者等の義務）

第十七条の八 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して軽油を生産する事業を行う者（以下「軽油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、軽油の輸入の事業を行う者（以下「軽油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「軽油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

4 省 略

（灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務）

第十七条の十 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して灯油を生産する事業を行う者（以下「灯油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、灯油の輸入の事業を行う者（以下「灯油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、同条第四項及び第五項中「自動車」の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と、「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

4 省 略

（重油生産業者、重油輸入業者等の義務）
第十七条の十二 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して重油を生産する事業を行う者（以下「重油生産業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、同条第二項中「揮発油規格」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、同条第三項中「重油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第六項までの規定は、重油の輸入の事業を行う者（以下「重油輸入業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「重油生産業者」

と、同条第四項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、同条第五項中「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費する」とあるのは「使用する」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、同条第六項中「消費する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、重油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「重油以外」と、「自動車」とあるのは「船舶等」と、「消費しよう」とあるのは「使用しよう」と、「揮発油規格」とあるのは「重油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「重油生産業者」と読み替えるものとする。

4
5
6 省 略

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（抄）

（特定液化石油ガス器具等の適合性検査）

第四十七条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の液化石油ガス器具等（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定液化石油ガス器具等である場合には、当該特定液化石油ガス器具等を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受

2
省 略

け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定液化石油ガス器具等と同一の型式に属する特定液化石油ガス器具等について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定液化石油ガス器具等ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定液化石油ガス器具等

二 試験用の特定液化石油ガス器具等及び当該特定液化石油ガス器具等に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（使用前検査）

第三十六条の二の二 一般ガス事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合

格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2・3 省 略

（特定ガス用品の適合性検査）

第三十九条の十一 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項のガス用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定ガス用品である場合には、当該特定ガス用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定ガス用品と同一の型式に属する特定ガス用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定ガス用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定ガス用品

二 試験用の特定ガス用品及び当該特定ガス用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

2 省 略

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 省 略

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 十六 省 略

2 3 省 略

(事業の許可)

第三条 電気事業(特定規模電気事業を除く。以下この節(第五条第七号及び第十七条第一項を除く。)において同じ。)を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

2 省 略

(供給区域等の変更)

第八条 電気事業者は、第六条第二項第三号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 3 省 略

(使用前安全管理検査)

第五十条の二 省 略

2 省 略

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、経済産業省令で定める事業用電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならぬ。

4 〽 7 省 略

（溶接安全管理検査）

第五十二条 省 略

2 省 略

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第五項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定ボイラー等であつて経済産業省令で定めるもの又は特定格納容器等若しくは輸入特定格納容器等であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならぬ。

4 ・ 5 省 略

（定期安全管理検査）

第五十五条 省略

2・3 省略

4 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、経済産業省令で定める時期（第六項において準用する第五十条の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期事業者検査の過去の評定の結果に応じ、経済産業省令で定める時期）に、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつては、機構が、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては、経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては、経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。

5・6 省略

（調査業務の委託）

第五十七条の二 電気供給者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、その電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2・3 省略

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）

（特定電気用品の適合性検査）

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

2 省 略

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

（特別特定製品の適合性検査）

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特別特定製品

二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの

2 省 略

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）による改正後）（抄）

（鋳工業品の日本工業規格への適合の表示）

第十九条 鋳工業品の製造業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その製造する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該鋳工業品が日本工業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 鋳工業品の輸入業者又は販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸入し、若しくは販売する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、前項の表示を付することができる。

3・4 省 略

（加工技術の日本工業規格への適合の表示）

第二十条 鋳工業品の加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その者が当該認証に係る加工技術による加工をした鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鋳工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2・3 省 略

（外国製造業者が製造する鋳工業品等の日本工業規格への適合の表示）

第二十三条 外国においてその事業を行う鋳工業品の製造業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その製造する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

2 外国においてその事業を行う鋳工業品の輸出業者は、主務大臣の登録を受けた者の認

証を受けて、その輸出する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

3 外国においてその事業を行う加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その者が当該認証に係る加工技術による加工をした鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第二十条第一項の表示を付することができる。

4 省 略

(試験事業者の試験所の登録)

第五十七条 国内にある試験所において製品試験の事業を行う者は、その試験所について、主務省令で定める試験方法の区分(以下単に「試験方法の区分」という。)ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

2・3 省 略

(外国試験事業者の試験所の登録等)

第六十五条 外国にある試験所において製品試験の事業を行う者は、その試験所について、試験方法の区分ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

2
3
4 省 略

計量法(平成四年法律第五十一号)(公益法人に係る改革を推進するための経済産業

省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）による改正後）（抄）

（登録）

第四百十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2・3 省 略

半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（登録機関の登録等）

第二十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、その登録を受けた者（以下「登録機関」という。）に、設定登録、第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第一項に規定する請求に基づき行われる事務（以下「設定登録等事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・4 省 略

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九

号)による改正後)(抄)

(登録情報処理機関)

第九条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録情報処理機関」という。)に、
第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定
による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力(入力のための準備
作業を含む。)、編集若しくはこれらに類する処理(以下「情報処理業務」という。)
の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 省 略

(登録調査機関の登録等)

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)に、
特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属す
る発明又は考案に関するものであつて政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査
のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているか
どうかについてのもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 省 略

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他
の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関
する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところに

より記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）
を行うことができる。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第二十五条ノ四十六及第二十五条ノ四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス

省 略

第六条ノ五 第二十五条ノ六十七及第二十五条ノ六十八ニ於テ準用スル第二十五条ノ四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査確認機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数二十噸未満ノ船舶（以下小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日内ニ行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会（以下単ニ船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船（十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項及満載喫水線ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス

第二十八条 省 略

） 省 略

第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

・ 省 略

第二十九条ノ三 省 略

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

省 略

（海技士の免許）

第四条 省 略

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験（以下「海技試験」という。）に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免許講習」という。）であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免許講習」という。）の課程を修了した者について行う。

3 省 略

（海技免状の有効期間）

第七条の二 省 略

2 省 略

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一・二 省 略

三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二

の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

4・5 省略

（海技試験の免除）

第十三条の二 第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設（以下「登録船舶職員養成施設」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

2・7 省略

（操縦試験の免除）

第二十三条の十 第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

2・5 省略

（準用）

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	第七條の二第三 項第三号					省 略
省 略	登録海技免状更新講習	海技免状更新講習	職務	船舶職員	省 略	
省 略	第十七條の十六及び第十七條の十七において準用する第十七條の二	操縦免許証更新講習	業務	小型船舶操縦者法	省 略	
省 略	第二十三條の二十九及び第二十三條の三十において準用する第二十三條の二	登録操縦免許証更新講習				

○船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）
（抄）

附 則

（船舶職員法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の船舶職員法（以下「旧職員法」という。）による二級海技士（通信）若しくは三級海技士（通信）の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格している者であつて、同条の規定の施行後において、海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験で求められる知識及び能力を習得させるための講習（以下「電子通信移行講習」という。）であつて附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子通信移行講習」という。）の課程を修了したものが、当該講習の課程を修了した日から一年以内に同条の規定による改正後の船舶職員法（以下「新職員法」という。）による一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の資格について新職員法の規定による海技従事者国家試験を受ける場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験を免除する。ただし、当該海技従事者国家試験を受けようとする時まで、同条の規定の施行の際その者が受けていた旧職員法による二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）の資格についての免許が失効したとき（新職員法第八条第二項の規定による場合に限る。）若しくはその免許が取り消されたとき、又は当該資格についての旧職員法による海技従事者国家試験の合格が無効とされたときは、この限りでない。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）による改正後）（抄）

（船舶からの有害液体物質の排出の禁止）

第九条の二 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）（当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「第一議定書」という。）の締約国である外国（以下「第一議定書締約国」という。）において行われる場合にあつては、当該第一議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者）の確認を受けなければならない。ただし、第一議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5・6 省 略

（船級協会の放出量確認等）

第十九条の十五 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その

者を基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

2・3 省略

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行う者として登録する。

2・3 省略

(船舶安全法の準用)

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項二規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別

検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又八第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又八中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又八第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2・3 省 略

（粉碎設備等の型式承認等）

第四十三条の九 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備（船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉碎設備等」という。）を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉碎設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者

の検定を受けることができる。

2 省 略

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船級協会の審査及び検査）

第二十条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶保安規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施についての検査を行う者として登録する。

2 〽 7 省 略

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）による改正後）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 省 略

2 ・ 3 省 略

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証

四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5・6 省 略

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（抄）

（ホテルの登録）

第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

第十八条 旅館業を営んでいる者は、旅館ごとに、登録実施機関が行う登録を受けることができる。

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）による改正後）（抄）

（旅程管理業務を行う者）

第十二条の十一 企画旅行に参加する旅行者に同行して、前条の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務（以下「旅程管理業務」という。）を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であつて、次条から第十二条の十四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する旅程管理業務に関する研修（以下「旅程管理研修」という。）の課程を修了し、かつ、旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならぬ。

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（観測に使用する気象測器）

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければなら

ない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

（予報業務の許可）

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならぬ。

2 省 略

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては

当該營業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2
3 省 略

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第 二 十 六 条 省 略

2
3 省 略

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

5 省 略

（経営状況分析）

第二十七条の二十四 前条第二項第一号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二

十六条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2 4 省 略

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土木工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業

消防施設工事	水道施設工事	建具工事	さく井工事	造園工事	電気通信工事	熱絶縁工事	機械器具設置工事	内装仕上工事	防水工事	塗装工事	ガラス工事	板金工事	しゅんせつ工事	ほ装工事
消防施設工事業	水道施設工事業	建具工事業	さく井工事業	造園工事業	電気通信工事業	熱絶縁工事業	機械機器設置工事業	内装仕上工事業	防水工事業	塗装工事業	ガラス工事業	板金工事業	しゅんせつ工事業	ほ装工事業

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（免許）

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内のみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 6 省 略

（試験）

第十六条 省 略

2 省 略

3 第十七条の三から第十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）

（講習）

第四十一条 マンション管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、次条から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下この節において「講習」という。）を受けなければならない。

（登録）

第四十四条 マンション管理業を営もうとする者は、国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 5 省 略

（管理業務主任者証の交付等）

第六十条 省 略

2 管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、第六十一条の二において準用する第四十一条の二から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下この節において「講習」という。）で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主

3 〳 6 省 略
任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

（測量士となる資格）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一・二 省 略

三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し二年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 省 略

（測量業者の登録及び登録の有効期間）

第五十五条 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

2 〳 4 省 略

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

第十条 省 略

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

一・二 省 略

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ・ハ 省 略

四 省 略

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）による改正後）（抄）

（実務修習）

第十四条の二 実務修習は、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、第四十八条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の登録を受けた者（以下この節において「実務修習機関」という。）が行う。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十一号）による改正後）（抄）

（住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

（評価員）

第十三条 登録住宅性能評価機関は、別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者であつて、第二十五条から第二十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習の課程を修了したもののうちから評価員を選任しなければならない。

（住宅型式性能認定）

第三十一条 第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録（第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種類に係るものに限る。）を受けた者は、申請により、住宅型式性能認定（住宅又はその部分で国土交通大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従つて評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有する旨を認定することをいい、当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。以下同じ。）を行うことができる。

2・3 省 略

（型式住宅部分等製造者の認証）

第三十三条 第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録（第四十四条第二項第二号に掲げる業務の種類に係るものに限る。）を受けた者は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で国土交通大臣が定めるもの（以下この節において「型式住宅部分等」という。）の製造又は新築（以下この節におい

て単に「製造」という。）をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認
証（当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあっては
、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。）を行うことができる。

2・3 省 略

（審査のための試験）

第五十九条 国土交通大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る
特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、
分析又は測定（以下単に「試験」という。）であつて、第六十一条から第六十三条まで
の規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録試験機関」と
いう。）が行うもの（当該登録試験機関が外国にある事務所により試験を行う者である
場合にあっては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。）に基づきこ
れを行うものとする。

2 省 略

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。た
だし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する
伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

(登録認定機関の登録)

第八十六条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分(この節において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 省略

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十七号)による改正後)(抄)

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであるもの
- て、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む)
- 。、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む)
- 。又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条

の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができらるるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）（欠格事由）

第五条 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験無線局（科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二 八 省 略

3 省 略

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委

託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 省 略

（点検事業者の登録）

第二十四条の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 〵 6 省 略

（外国点検事業者の登録等）

第二十四条の十三 外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 〵 4 省 略

（登録）

第二十七条の十八 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じ

くする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2・3 省 略

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、前章に定める技術基準に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分(次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

二 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

2・4 省 略

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 総務大臣は、その登録を受けた者(以下「登録周波数終了対策機関

「と。いう。」に、特定周波数終了対策業務の全部又は一部を行わせることができる。
2 〽 11 省 略

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）（抄）

第十七条の二 前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この章において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。）を受けなければならない。

・ 省 略

第二十一条の三 型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う検定対象機械器具等についての試験を受けなければならない。

・ 省 略

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（登録機関）

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2 〳 7 省 略

（認定機関）

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2 〳 6 省 略

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）

（生物検査命令）

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物（第三項及び第五項において「検査対象生物」と

いう。）につき、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）から、同条の指定の理由となつた遺伝子組換え生物等であるかどうかについての検査（以下「生物検査」という。）を受けるべきことを命ずることができる。

2
5 省 略

商法（明治三十二年法律第四十八号）（電子広告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十七号）による改正後）（抄）

（電子公告調査）

第四百五十七条 この法律の規定による公告（第二百八十三条第四項の規定による公告を除く。以下この章において同じ。）を電子公告により行おうとする会社は、当該公告について第百条第六項（第四百四十七条において準用する場合を含む。）又は第百六十六条ノ二第一項の規定により電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が第百六十六条第六項の状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下「調査機関」という。）に対し、調査（以下「電子公告調査」という。）を行うことを求めなければならない。

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正後）（抄）

(検定)

第二十三条 省略

2 省略

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 〽 6 省略

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 5 省 略

6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

（診断及び指導）

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条第二項において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

（課税の特例）

第八条 第二条第三項第一号又は第二号に規定する新規中小企業者（同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年未満であることについて、経済産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限る。）であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める工業その他の業種に属する事業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 省 略

（経営革新計画の承認）

第九条 中小企業者及び組合等（以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出

資して会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 省 略

（経営革新計画の変更等）

第十条 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 省 略

（異分野連携新事業分野開拓計画の変更等）

第十二条 省 略

2 省 略

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 省 略

（課税の特例）

第十五条 省 略

2 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行おうとする中小企業者であつて、当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例）

第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖縄においてその業種における経営革新（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定

する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であって政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖縄経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 4 省 略

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省 略	第十條第二項	省 略	省 略
省 略	行政庁	省 略	省 略
省 略	沖縄県知事	省 略	省 略

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（民間事業者の能力を活用した

市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案による
改正後）（抄）

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備事業区域の位置及び面積

二）七 省 略

（民間都市再生整備事業計画の認定基準等）

第六十四条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、整備事業計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生整備事業が、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。

二 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生整備事業を都市再生整備計画に記載された事業と一体的かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 当該都市再生整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下「公共施設の管理者等」という。）の意見を聴かなければならない。

（整備事業計画の認定の通知）

第六十五条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、整備事業計画の認定を受けた者（以下「認定整備事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、整備事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（民間都市再生整備事業計画の変更）

第六十六条 認定整備事業者は、整備事業計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画（以下「認定整備事業計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除

く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 省 略

（報告の徴収）

第六十七条 国土交通大臣は、認定整備事業者に対し、認定整備事業計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生整備事業（以下「認定整備事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、工業団地、流通業務団地その他の社会資本の近傍に立地し、流通業務の総合化及び効率化に資する設備を有するものをいう。

四 〽 十二 省 略

（総合効率化計画の認定）

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を

実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 〽 9 省 略

（総合効率化計画の変更等）

第五 条 省 略

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 省 略

（特定流通業務施設の確認）

第七 条 特定流通業務施設を整備しようとする者は、その計画が第四条第五項第三号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 ・ 3 省 略

土地 区 画 整 理 法（昭和二十九年法律第百十九号）（民間事業者の能力を活用した市

街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（設立の認可）

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 省 略

3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

4 省 略

（施行の認可）

第五十一条の二 土地区画整理事業を第三条第三項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

らない。

2 省 略

景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であつて、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であつて、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認めら

れる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 省 略

五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 省 略

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 水 省 略

六 省 略

3 10 省 略

（指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うこ

とができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 〃 4 省 略

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 省 略

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 〃 六 省 略

3 ・ 4 省 略

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 省 略

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 省 略

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの（以下「要活用農地」という。）の所在

六 省 略

3 七 省 略

（農用地利用規程）

第二十三条 省 略

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 省 略

二 農用地利用改善事業の実施区域

三 六 省 略

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないとき、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確定であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5・6 省 略

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

8・10 省 略

（特定遊休農地である旨の通知等）

第二十七条の二 同意市町村の長は、前条第二項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地

を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があるとき、農林水産省令で定めるところにより、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権を有する者があつた場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けなければならない特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

2 4 省 略

（特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等）

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあるとき、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を定めて、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として定められた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた

者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。
この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

4 省 略

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 省 略

） 省 略

この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

） 省 略

この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

）³² 省 略

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 〱 20 省 略

21 この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員
の地位をいう。

22 〱 27 省 略

28 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定さ
れた信託で、投資信託に類するものをいう。

29 省 略

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

一 省 略

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

二の二 〱 九 省 略

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日
本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（抄）

（証券投資信託の選定）

第八条 第六条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた日本郵政公社（以下「登録郵政公社」という。）は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならぬ。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 省 略

地域再生法案（抄）

（地域再生計画の認定）

第五条 省 略

2 省 略

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項

二・三 省 略

4 〽 7 省 略

（報告の徴収）

第八条 内閣総理大臣は、第五条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受

けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 省 略

（課税の特例）

第十二条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第一号に規定する事業を行う株式会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「特定地域再生事業会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2・3 省 略

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（

日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）による改正後）（抄）

（東京湾横断道路の建設及び管理）

第二条 東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間

で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。

一 三 省 略

2・3 省 略

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十九号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「取引所金融先物取引」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場において金融先物取引所の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいい、「取引所金融先物取引等」とは、取引所金融先物取引又は海外金融先物市場において行う取引所金融先物取引と類似の取引をいう。

一 三 省 略

3 三 省 略

12 この法律において「金融先物取引業」とは、金融先物取引の受託等を業として行うこ

とをいい、「金融先物取引業者」とは、第五十六条の登録を受けて金融先物取引業を行う者をいう。

13 省 略

（成立した取引に係る書面の交付）

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引が成立したときは、委託者等に対し、遅滞なく、成立した金融先物取引の対価の額又は約定数値及び件数又は数量並びにその成立の日付その他内閣府令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。ただし、当該金融先物取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくても公益又は委託者等の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、この限りでない。

2 省 略

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（抄）

附 則

（旧法の規定による承認を受けた経営革新計画）

第二条 この法律による改正前の中小企業経営革新支援法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画（旧法第五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の中小

企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画とみなす。

（中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法の廃止）
第四条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）
- 二 新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案（抄）

（定義）

第二条 この法律において「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）をいう。

2・3 省 略

4 この法律において「再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

一 再処理

二 次に掲げるものの処理、管理及び処分（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

（平成十二年法律第十七号）第二条第二項に規定する最終処分を除く。）

イ 再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物（以下「残存物」という。）

ロ 再処理に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によつて汚染された物

三 再処理施設（再処理設備及びその附属施設をいう。以下同じ。）の解体

四 前三号に掲げるもののほか、分離有用物質の貯蔵（再処理施設において行うものに限る。）その他の政令で定めるもの

5・6 省 略

（使用済燃料再処理等積立金）

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第四項の規定により通知する額（第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額）の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならぬ。

2 使用済燃料再処理等積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する資金管理法（次項及び第六条において単に「資金管理法」という。）にしなければならない。

3 省 略

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、その通知された額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。

(取戻し)

第七条 特定実用発電用原子炉設置者等(特定実用発電用原子炉設置者及び特定実用発電用原子炉設置者であつた者をいう。以下同じ。)は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、次項の規定により承認を受けた計画に従つて使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができる。

2 特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(承継)

第八条 特定実用発電用原子炉設置者等について相続又は合併があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者等が積み立てた使用済燃料再処理等積立金は、当該特定実用発電用原子炉設置者等の相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が積み立てたものとみなす。

2 特定実用発電用原子炉設置者から他の特定実用発電用原子炉設置者に対する使用済燃料の譲渡があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者が積み立てた当該使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金は、当該他の特定実用発電用原子炉設置者が積み立てたものとみなす。

3 前項の規定は、特定実用発電用原子炉設置者であつた者から特定実用発電用原子炉設

置者に対する使用済燃料の譲渡があつた場合に準用する。

附 則

(経過措置)

第三条 第三条第一項の規定により毎年度積み立てるべき使用済燃料再処理等積立金のほか、この法律の施行の際現にその特定実用発電用原子炉の運転の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第五項において準用する同条第四項の規定により通知する額の金銭を資金管理人に積み立てなければならぬ。

2 前項の規定により積み立てられた金銭は、第三条第一項の使用済燃料再処理等積立金として積み立てられたものとみなす。

3 第一項の規定による積み立てへこの法律の施行の日の属する年度の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に相当するものとして経済産業省令で定める金額に係るものを除く。は、経済産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日の属する年度から十五年目の年度までの各年度に均等に分割して行うものとする。ただし、再処理等の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して行うことができる。

4 前項の経済産業省令で定める金額に係る第一項の規定による積み立ては、経済産業省令

5 　　で定めるところにより、この法律の施行の日の属する年度において行うものとする。
5 　　省 略

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（遊休農地に関する措置）

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、その区域（市街化区域を除く。）内に存する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）が次の要件に該当すると認めるときは、当該農地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益を享受する者がある場合には、その者。第三項において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる。

一 その農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないこと（農林水産省令で定める事由に該当する場合を除く。）。

二 省 略

2・3 省 略

4 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならぬ。

5 　　5
　　10 省 略

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）（抄）

（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止）

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）

二 機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五百十六号）

附 則

（中小企業総合事業団の解散等）

第二条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）及び中小企業金融公庫又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人（以下この条において「公庫承継法人」という。）が承継する。

2
16 省 略

中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）による廃止前

（抄）

（業務の範囲）

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 省略

二 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

ハ・二 省略

三 〽十七 省略

2 〽7 省略

附 則

（中小企業事業団の解散等）

第七条 中小企業事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 〽8 省略

(中小企業信用保険公庫法、繊維産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法の廃止)

第二十四条 次の法律は、廃止する。

一・二 省 略

三 中小企業事業団法

中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律による廃止前の中小企業総合事業団法による廃止前)(抄)

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 省 略

二 次のイからハまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）

（業務の範囲）

第八条 基金協会は、次の業務を行う。

一 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金

ロ 農業改良資金

ハ 就農支援資金

二 イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。）が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」と

いう。)の保証

三・四 省 略

2 省 略

(事業の譲渡又は譲受けの手續)

第四十八条の九 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部を譲り渡すこと(事業の全部を分割して二以上の者に譲り渡すことを含む。)ができる。

2 省 略

3 前二項に規定する事業の譲渡又は譲受けは、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 〽 7 省 略

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(都市再生特別措置法第三十条第一項及び第四十二条第三号の改正規定を除く。)及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

附 則

（日本原子力研究所の解散等）

第二条 日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）が承継する。

2 15 省 略

（核燃料サイクル開発機構の解散等）

第三条 核燃料サイクル開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 13 省 略

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第五十一条の五 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第七十二条 省 略

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

省 略

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（許可）

第一百条 航空運送事業を営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなら

2
く な
4 い。
省
略